



社団法人日本建築家協会

150-0001 東京都渋谷区神宮前 2-3-18 JIA 館 4 階

TEL 03-3408-7125 / FAX 03-3408-7129

2009年6月29日

(社会資本整備審議会建築分科会第19回基本制度部会(6/29)発表資料)

平成20年度「質の向上に関する検討」

(社)日本建築家協会応募テーマ『美しい建築』に対する行政の誘導」

標記テーマに対する JIA の考え方・基本姿勢

質の高い建築物が有すべき性能

建築の「物質的な向上」は、技術・経済・社会活動の進歩・進捗によって、それなりに可能である。しかし、建築の質のもう一つの要素「美しさ・文化度・芸術性」は、定量的な評価を行うことや、その着実な進歩を図ることが、極めて難しい。

その「美しさ・文化度・芸術性」の向上に対し、今回、英国の「建築計画許可制度」及び「建築まちづくり助言機構」を参考に、「美しい建築と街づくり」を、「行政から誘導する方法」として提言する。

建築に関する基本理念

戦後昭和25年、現行法の基礎となった「建築基準法」「建築士法」が制定され、国土の復興にそれなりの成果を上げてきた。

しかし、60有余年を経た現在、結果として出来上がった国土・都市環境・街並み・建築の質は必ずしも、世界に誇れるものとなっている、とは言えない。

その大きな原因の一つは、「建築基準法」は、あくまで最低基準を示す指針であり、その最低基準を超える「より良質の建築・まちづくりを誘導する仕組み」が整備されてこなかったからと考える。

行政から誘導する仕組み作りの提案は、建築家にとっては「建築設計の自由を阻害する可能性」、国民・市民にとっては「私権の制限」を伴うが、それにあえて挑戦し、30年・50年後の美しい国土建設に、今、深く貢献すべきと考える。

建築に係る関係者の責務および役割

ここでの提案は、「行政上の仕組み作り」に限定しているが、その実効性を上げるためには、行政の責務、建設技術者の責務、開発者・建築主、すなわちすべての国民が、等しく、国づくりに責務を持つ、という、「明確な宣言」が必要である。特に、JIAは「建築家の責務」がさらに明確なものとなるべきと考える。その観点からも「建築基本法」の早期制定を希望している。

以上